

今月から

自転車の交通違反に (令和8年4月1日~) 交通反則通告制度 (青切符) が適用!!

道路交通法改正に伴い、今月から自転車での悪質・危険な違反を行った16歳以上の者については、自動車と同様、交通反則通告制度が適用され、検挙される場合があります。

今回の法改正では、交通違反時の対応が変更されるだけで、自転車の基本的な交通ルールについては今まで通りで変更点はありません。

自転車を運転する際は、自転車安全利用五則をしっかりと守り、安全に気を付けて走行するよう心掛けましょう。

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 / 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

宮口たより

豊田警察署
宮口駐在所
(0565)
35-0110



並進走行



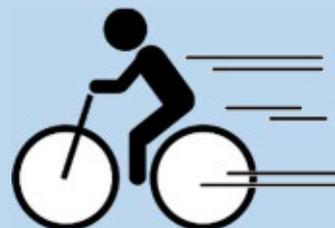
二人乗り走行



スマホ等のながら運転



傘さしや大音量でのイヤホン等使用運転
(公安委員会遵守事項違反)



信号無視・指定場所一時不停止

※悪質・危険な違反例



警察業務説明会随時開催中 (要予約)
詳細は豊田警察署警務課 (採用担当) まで

緊急時は110番 警察相談ダイヤルは#9110